

令和6年度岩国市居宅介護支援事業者に係る集団指導に関する質問及び回答一覧表

番号	質問項目	質問	回答
1	ウェブサイトにおける掲示について	令和7年4月1日以降、「運営規程の概要」、「勤務体制」、「その他の利用申し込み者のサービスの選択に資すると思われる重要事項」を原則としてウェブサイトに掲載することが義務付けられるとの事。 当事業はホームページがありませんので、情報の公表に載せることになります。 岩国市の情報の公表は例年9月頃です。 令和7年度の情報の公表の時に掲載すればよいのでしょうか？	介護サービス情報公表システムでは、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を「事業所の特色」の「法令・通知等で「書面掲示」を求めている事項の一覧」で掲載が可能です。 こちらは、任意の情報となり、基本情報、運営情報が公表されている状態であれば、報告月以外においても事業所で任意に登録・修正が可能となりますので、随時ご対応をお願いします。